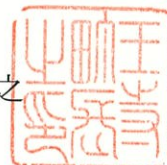




王 政 第 9 8 7 号
令和 8 年 1 月 1 3 日

香芝・王寺環境施設組合
管理者 三橋 和史 様

王寺町長 平 井 康 之



令和 7 年度香芝・王寺環境施設組合分担金（第 4 期分）の納入について

令和 8 年 1 月 7 日付香王環第 2 4 4 号で請求のあった令和 7 年度香芝・王寺環境施設組合分担金（第 4 期分）に含まれている①地元対策関連事業費償還金は、大阪高等裁判所にて係争中の令和 6 年（行コ）第 1 3 7 号債務不存在確認請求等控訴事件で主張しているとおり、「内容及び手続が違法・無効である」ため、王寺町に支払い義務はない。

また、②下水道新設工事負担金について、下水道新設工事は、香芝・王寺環境施設組合の事務ではなく、負担方法や負担額について王寺町は合意していない状況である。

このことから、令和 7 年度香芝・王寺環境施設組合分担金（第 4 期分）として、①地元対策関連事業償還金 5 8 4, 2 3 2 円及び②下水道新設工事負担金 2 6, 4 0 0 円を除く③分担金 4 6, 0 5 0, 2 0 0 円のみを納入する。